

# 3月1日～7日は子ども予防接種週間 4月からの入園・入学に備え 必要な予防接種を受けましょう



お子さんを病気から守るには、予防接種を受けることが大切です。下表を参考に、母子健康手帳でお子さんの接種状況を確認しましょう。接種対象年齢の方には、「予防接種予診票」を郵送しています(HPV・IPVを除く)。予診票を区の指定医療機関にお持ちになると、定期接種は無料で、任意接種は一定の自己負担で受けられます。予診票がお手元にない方は、お問い合わせください。

※生活保護を受けている世帯等の方は、任意接種の自己負担免除の制度があります。  
事前に保健予防課へお問い合わせください。

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階)☎(5273)3859へ。

## 予防接種は区の指定医療機関で実施しています

事前に予約が必要な場合があります。予診票に同封の「医療機関名簿」でご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

### ◆1歳児・年長児はMR(麻しん・風しん混合)の定期接種を忘れずに

麻しん(はしか)は非常に強い感染力を持っています。発病すると高熱が続き、時には重い後遺症が残る重大な感染症です。予防には予防接種が有効ですが、効果を持続させるためには1歳時の接種(第1期)に加え、年長児相当年齢での2回目の接種(第2期)が大切です(右表)。定期接種の対象で、MRの接種を受けていないお子さんは、早めに接種しましょう。

※2歳～18歳で定期接種未接種の方は、自己負担なしで未接種回数分を接種できます(右下表)。

### ◆おたふくかぜワクチン(任意接種)の予防接種を受けていない方はお早めに

接種期限は小学校就学前(年長児)の3月31日(木)です。

### ◆ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの予診票の一斉送付を再開します

11月26日に厚生労働省は、定期接種の積極的な勧奨を控える勧告を廃止しました。区では、令和4年度の接種に向け、対象者へ予診票の一斉送付の準備を進めています。令和3年度の対象の方で、年度内に接種をご希望の場合は、お問い合わせください。予診票を送付します。

【令和3年度対象者】平成17年4月2日～22年4月1日生まれ(小学6年生～高校1年生相当年齢)の女子

## 予防接種の期限を 令和5年3月31日まで延長します

新型コロナの特例対応として、お手持ちのお子さんの予防接種予診票(有効期限が令和2年2月1日～5年3月31日のもの)の有効期限を5年3月31日まで延長します(ロタウイルスを除く)。詳しくは、お問い合わせください。

## 令和3年度に区が実施している子どもの予防接種

### ●定期接種(無料)

予防接種名	接種回数	対象
ヒブ	1～4回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	接種開始時期により異なります	
B型肝炎 ★1	3回	1歳未満(標準接種期間は生後2か月～9か月未満)
ロタウイルス ★2	(1価)2回 (5価)3回	令和2年8月1日以降生まれで、 (1価)出生6週0日後～24週0日後 (5価)出生6週0日後～32週0日後
DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ 4種混合)	4回	生後3か月～7歳6か月未満
BCG(結核)	1回	1歳未満(標準接種期間は生後5か月～8か月未満)
MR(麻しん・風しん混合)第1期	1回	1歳～2歳未満
MR(麻しん・風しん混合)第2期	1回	保育園・幼稚園・子ども園等の年長児相当年齢(平成27年4月2日～28年4月1日生まれ)
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳～3歳未満
日本脳炎 第1期 ★3	3回	生後6か月～7歳6か月未満(標準接種時期は3歳から)
日本脳炎 第2期 ★3	1回	9歳～13歳未満(標準接種時期は9歳～10歳未満)
DT(ジフテリア・破傷風2種混合)	1回	11歳～13歳未満(標準接種期間は11歳～12歳未満)
ヒトパピローマウイルス(HPV)	3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子(標準接種時期は中学1年生)
IPV(不活化ポリオ) ★4	3回	生後3か月～7歳6か月未満

- ★1 母子感染予防として、健康保険でB型肝炎ワクチンを受けたお子さんは定期接種の対象外です。
- ★2 令和2年10月から定期接種になりました。
- ★3 平成7年4月2日～19年4月1日生まれで接種が完了していない方は、20歳になるまでの間、不足分を無料で接種できます。また、平成19年4月2日～21年10月1日生まれで7歳6か月までに第1期の接種が完了していない方は、9歳～13歳未満の間、第1期不足分を無料で接種できます。希望する方は、お問い合わせください。
- ★4 平成24年8月以降生まれは原則DPT-IPVで接種します。接種を希望する方は、お問い合わせください。

### ●任意接種

予防接種名	助成回数	対象
おたふくかぜ	1回	1歳～小学校就学前 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 【自己負担】1回3,000円
MR(麻しん・風しん混合)	最大2回 (未接種回数分)	2歳～18歳で定期接種未接種の方(定期接種対象者を除く) 【自己負担】なし

## 期限までに申請を 子育て世帯への臨時特別給付

ご自身の申請期限を確認し、期限内に申請してください。  
詳しくは、新宿区ホームページ(右上二次元コード)をご覧ください。

【対象】令和3年9月30日時点で申請者の方が  
新宿区に住民登録がある方(右表③の方を除く)

※申請期限は世帯ごとに異なります(右表)

【支給額】対象児童1人に付き10万円

※右表②の公務員の児童手当受給者は、令和3年9月分の児童手当を受給している必要があります。

※いずれの申請者も申請者の所得が児童手当の所得制限額以内である必要があります。

【申込み】子ども家庭課子ども医療・手当係へ。

【問合せ】子ども家庭課  
子ども医療・手当係(本庁舎2階)  
☎(5273)4546へ。



▲同給付案内ページ



対象世帯の別	申請期限
①高校生相当年齢(平成15年4月2日～18年4月1日生まれ)の子がいる世帯(公務員含む)	3月4日(必着)
②公務員の児童手当受給者、児童手当未申請で児童手当の支給要件を満たす世帯	
③公務員の児童手当受給者の方で、令和3年9月1日～4年3月31日に出生した子がいる世帯	4月15日(必着)

※公務員以外で児童手当を受給(予定)している方は、申請不要です。